水産庁漁港漁場整備事業等工事成績等評定実施要領

平成19年11月１日　19水港第2012号
最終改正　令和７年７月25日　７水港第1273号

（目的）

第１条　この要領は、漁港漁場整備事業等において水産庁が施行する請負工事の適正かつ効率的な施行を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２条　評定の対象は、水産庁が施行する漁港漁場整備事業等の契約で予定価格が４００万円を超える請負工事とする。

（評定内容）

第３条　評定内容は、次に掲げる内容に区分するものとする。

（１）工事の施工状況、目的物の品質等の評定（以下「工事成績評定」という。）

（２）構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさの評価（以下「工事技術的難易度評価」という。）

（３）企業からのＶＥ提案及び同提案に基づく工事施工状況、目的物の品質の評定（以下「ＶＥ評定」という。）

なお、工事技術的難易度評価及びＶＥ評定は本要領によるほか、それぞれ別添１の「工事技術的難易度評価実施要領」及び別添２の「ＶＥ評定実施要領」によるものとする。

（工事成績評定の評定者）

第４条　工事成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

（１）会計法第29条の11第１項、第２項、第４項及び第５項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあっては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあっては「検査職員」という。）

（２）当該工事を所掌する課の長（以下「所管課長」という。）

（工事成績評定の方法）

第５条　工事成績評定は、工事毎に独立して行うものとする。

２　工事成績評定は、確認した工事内容に基づき、評定者毎に独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる監督職員及び検査職員がそれぞれ２人以上の場合は、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

３　工事成績評定の採点は、別紙１「工事成績採点表」によるものとする。

４　細目別評価点の算出は、別紙２「細目別評定点採点表」により行うものとする。

５　評定結果は、様式１「工事成績評定表」に記録するものとする。

６　工事成績評定にあたっては、別紙３から別紙５までの「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用、検査職員用、所管課長用）」及び別紙６「施工プロセスのチェックリスト」を作成し、別紙７「記入方法及び留意事項」と併せて評定の参考とするものとする。

また、工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関する評定にあたっては、請負者の実施状況を十分に把握した上、行うものとする。

（工事成績評定の時期）

第６条　工事成績評定の時期は、所管課長及び監督職員にあっては、工事が完成したとき、検査職員にあっては、検査を実施したときとする。

（工事成績評定結果の提出）

第７条　評定者は、水産庁長官（以下「長官」という。）に工事成績評定表を遅滞なく提出するものとする。

（評定結果の通知）

第８条　長官は、評定者から工事成績評定表の提出があったときは、当該工事の請負者に対して様式２「工事成績評定通知書」並びに様式３「項目別評点表」及び様式４「工事技術的難易度項目別評価表」により、評定結果を遅滞なく通知するものとする。

なお、項目別評点表は、細目別評定点採点表より、工事技術的難易度項目別評価表は、工事技術的難易度評価実施要領の様式１「工事技術的難易度評価表」より転記するものとする。

（評定の修正）

第９条　長官は、第８条及びＶＥ評定実施要領第７条の規定により評定の結果を通知した後、契約不適合の判明等により当該評定を修正する必要があると認めたときは、修正するものとし、修正した評定結果について当該工事の請負者に対し遅滞なく、通知するものとする。

（評定内容の説明等）

第10条　第８条及び第９条による通知を受けた請負者は、通知を受けた日の翌日から10日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により、長官に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

２　長官は、前項の規定により評定の内容について説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

３　長官は、前項の回答を行う場合には、第12条に規定する水産庁工事等成績評定委員会に意見を求めることができるものとする。

４　第１項及び第２項の事項については、第８条及び第９条の通知において明らかにするものとする。

（苦情申立て）

第11条　長官から回答の通知を受けた請負者は、回答書による説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により長官に対して、苦情を申立てることができるものとする。

２　長官は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに、水産庁入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続き及び苦情申立請求書の様式等については、水産庁入札監視委員会設置要領によるものとする。

３　長官は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。

（１）苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答するものとする。

（２）申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い長官が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

４　長官は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。

５　長官は、第10条第２項の回答書において、苦情申立てができる旨を明らかにするもの

とする。

（水産庁漁港漁場整備事業等工事等成績評定委員会）

第12条　長官が意見を求める水産庁漁港漁場整備事業等工事等成績評定委員会の構成及び運営に関する事項は、漁港漁場整備部長が別に定める。

（創意工夫等に係る資料要求）

第13条　当該工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関して、請負者が実施状況について様式５及び６により提出できるものとする。

２　提出された高度技術等実施状況は、工事成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附　則

この要領は、平成１９年１１月１日以降から適用する。

この要領は、平成２２年１１月５日以降から適用する。

この要領は、平成２３年　８月４日以降から適用する。

この要領は、令和　３年　４月１日以降から適用する。

この要領は、令和　７年　７月25日以降から適用する。

様式１

工 事 成 績 評 定 表

年　　月　　日
水　産　庁

工　事　名	
契 約 金 額	当初：　　最終：
工　　期	当初：　年　月　日　最終：　年　月　日
完成年月日	年　　月　　日
完成検査年月日	年　　月　　日
既済部分検査年月日	年　　月　　日
請負者 住所･氏名	
現場代理人 氏名	
主任技術者 氏名	
監理技術者 氏名	
所管課長 所属･氏名	
監督職員 所属･氏名	
検査職員(完成) 所属･氏名	
検査職員(既済部分) 所属･氏名	
①監督職員 評定点	点
②所管課長 評定点	点
③検査職員(既済部分) 評定点	点
④検査職員(完成) 評定点	点
⑤法令遵守等	点
⑥評定点合計	点

注１）既済部分検査があった場合
　　評定点合計　⑥＝（①×０．４＋②×０．２＋③×０．２＋④×０．２）－⑤
　　既済部分検査がなかった場合
　　評定点合計　⑥＝（①×０．４＋②×０．２＋④×０．４）－⑤
２）既済部分検査が２回以上あった場合、平均点を記入する
３）一部完成の場合は、所管課長、監督職員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する
４）評定点合計は、四捨五入により整数とする
５）⑤法令遵守等は、所管課長が記入する

様式２

番　　号
年　月　日

契約の相手方
　所在地
　商号又は名称
　代表者氏名　　殿

水産庁長官
○○○○

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の工事について、水産庁漁港漁場整備事業等工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

１　工事名　　○○工事

２　工　期　　年　月　日～　年　月　日

３　完成検査年月日　　年　月　日

４　評定点（修正評定点　【評定点を修正し、通知する場合に記載する】）

評定内容	評定点等
工事成績評定	
工事の技術的難易度評価	
ＶＥ評定	

【評定の対象と成らないものは、「該当なし」と記載する】

５　書面の送付先　　〒100-8907
住所　東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係

６　手続等の問い合わせ先　　〒100-8907
住所　東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係
℡　03-3502-8111（代）内線・・・・

様式３

項 目 別 評 点 表

評価項目	細別	評定点／満点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／　3.2点
	Ⅱ．配置技術者	／　3.8点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	／ 11.7点
	Ⅱ．工程管理	／　9.3点
	Ⅲ．安全対策	／ 10.7点
	Ⅳ．対外関係	／　3.4点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／ 13.9点
	Ⅱ．品質	／ 15.9点
	Ⅲ．出来ばえ	／　8.5点
４．高度技術（加点のみ）	高度技術力	／　7.8点
５．創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／　5.4点
６．社会性等（加点のみ）	地域への貢献度	／　6.4点
７．法令遵守等（減点のみ）		点
評定点合計		／100.0点

様式４

工事技術的難易度項目別評価表

大　項　目	評　価	小　項　目	評　価
１．構造物条件		①規模	
		②形状	
		③配置	
		④その他	
２．技術特性		①工法等	
		②その他	
３．自然条件		①地質	
		②地形・ヤード	
		③気象・海象	
		④水生生物	
		⑤その他	
４．社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤工事区域	
		⑥作業用道路・ヤード	
		⑦供用規制	
		⑧その他	
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）			

様式５

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工　事　名		請負者名	
項　目	評　価　内　容	備　　考	
□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	□施工規模		
	□構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	□技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新素材の適用	
	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響、軟弱地盤、支持地盤の状況、制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響、地滑り、急流河川、潮流等、 動植物等	
	□周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物、鉄道・併用中の道路・建築物等の近接施工、騒音・振動・水質汚濁等環境対策、作業スペース制約・現道上の交通規制、廃棄物処理	
	□現場での対応	災害等での臨機の処置、施工状況（条件）の変化への対応	
	□その他		
□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け		
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装具類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係		
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善、交通事故防止の工夫	
	□施工管理関係		
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護、現場環境の地域への調和、地域住民とのコミュニケーション、ボランティアの実施	

１．該当する項目の□にレマーク記入。

２．具体的内容の説明として、 写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式６

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項　　目		評価内容	
提案内容			
（説　明）			
（添付図）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別紙１

工事成績採点表（完成・一部完成）

年　月　日　作成

水　産　庁

工事名							契約金額（最終）														
請負者名							工期	年　月　日～平成　年　月　日				完成年月日	年　月　日								
考査項目		①　監　督　職　員					②　所　管　課　長					③　検　査　職　員（既　済）					④　検　査　職　員（完　成）				
		氏名					氏名					氏名					氏名				
項目	細目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ　施工体制一般		＋1.5	0	－5	－10															
	Ⅱ　配置技術者	＋3	＋1.5	0	－5	－10															
２．施工状況	Ⅰ　施工管理		＋1.5	0	－5	－10						＋5	＋2.5	0	－5	－15	＋5	＋2.5	0	－5	－15
	Ⅱ　工程管理	＋1	＋0.5	0	－5	－10	＋10	＋5	0	－7.5	－15										
	Ⅲ　安全対策	＋2	＋　1	0	－5	－10	＋15	＋7.5	0	－7.5	－15										
	Ⅳ　対外関係	＋2	＋　1	0	－2.5	－5															
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形	＋2	＋　1	0	－2.5	－5						＋10	＋5	0	－10	－20	＋10	＋5	0	－10	－20
	Ⅱ　品　質	＋2	＋　1	0	－2.5	－5						＋15	＋7.5	0	－15	－30	＋15	＋7.5	0	－15	－30
	Ⅲ　出来ばえ											＋5	＋2.5	0	－2.5		＋5	＋2.5	0	－2.5	
４．高度技術	Ⅰ　高度技術力　※2	＋13～＋１		0																	
５．創意工夫	Ⅰ　創意工夫　※2	＋　7～＋１		0																	
６．社会性等	Ⅰ　地域への貢献度　※3						＋10	＋5	0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±　　点					±　　点					±　　点					±　　点				
評定点(65±加減点合計)※1		a　　**点**					b　　**点**					c　　**点**					d　　**点**				
評定点計		点　・既済部分検査があった場合　：(a×0.4＋b×0.2＋c×0.2＋d×0.2)=　　点 ・既済部分検査がなかった場合　：(a×0.4＋b×0.2＋d×0.4)=　　点																			
７．法令遵守等　※6							点														
評定点合計		点　・評定点計（○○点）＋７．法令遵守等（－○○点）＝　　点																			
所見　※4		（監督職員）					（所管課長）					（検査職員）									

※１　評定点＝６５点±加減点合計

※２　高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。

※３　社会性等の評価では地域への観点から加点評価のみとする。また法令遵守等は減点評価のみとする。

※４　所見は必ず記載するものとする。

※５　各考査項目ごとの採点は、検査職員の評価に先立ち、監督職員・所管課長が記入する。

※６　法令遵守等の評価は所管課長が行う。

別紙２

細　目　別　評　定　点　採　点　表

項　　目	細　　別	①監 督 職 員	②所管課長	③検査職員(既済)	④検査職員(完成)	細目別評定点	得　点　割　合
１．施　工 体　制	Ⅰ施工体制一般	(　)×0.4 +2.6=　　点				3.2点	
	Ⅱ配置技術者	(　)×0.4 +2.6=　　点				3.8	
２．施　工 状　況	Ⅰ施工管理	(　)×0.4 +2.6=　　点		(　)×0.4 +6.5=　　点	(　)×0.4 +6.5=　　点	11.7	
	Ⅱ工程管理	(　)×0.4 +2.6=　　点	(　)×0.2 +4.3=　　点			9.3	
	Ⅲ安全対策	(　)×0.4 +2.6=　　点	(　)×0.2 +4.3=　　点			10.7	
	Ⅳ対外関係	(　)×0.4 +2.6=　　点				3.4	
３．出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ出来形	(　)×0.4 +2.6=　　点		(　)×0.4 +6.5=　　点	(　)×0.4 +6.5=　　点	13.9	
	Ⅱ品質	(　)×0.4 +2.6=　　点		(　)×0.4 +6.5=　　点	(　)×0.4 +6.5=　　点	15.9	
	Ⅲ出来ばえ			(　)×0.4 +6.5=　　点	(　)×0.4 +6.5=　　点	8.5	
４．高　度 技　術	Ⅰ高度技術力	(　)×0.4 +2.6=　　点				7.8	
５．創　意 工　夫	Ⅰ創意工夫	(　)×0.4 +2.6=　　点				5.4	
６．社会性 等	Ⅰ地域への 貢献度		(　)×0.2 +4.4=　　点			6.4	
７．法　令 遵守等	Ⅰ法令遵守等		(　)×1.0 =　　点				
					評定点合計	100 点	

※既済部分検査があった場合
　（①＋②＋③×０．５＋④×０．５）＝細目別評定点（既済が２回以上の場合は平均する）
※既済部分検査がなかった場合
　（①＋②＋④）＝細目別評定点
※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別紙３（監督職員用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

目次

ページ	考　査　項　目	細　　別
1	１．施工体制	Ⅰ施工体制一般 Ⅱ配置技術者
２～３	２．施工状況	Ⅰ施工管理 Ⅱ工程管理 Ⅲ安全対策 Ⅳ対外関係
４～５	３．出来形及び出来ばえ Ⅰ出来形 Ⅱ品　質	
６～７	４．高度技術	
８	５．創意工夫	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td>Ⅰ施工体制一般</td><td></td><td>施工体制が適切である</td><td>他の事項に該当しない</td><td>施工体制がやや不備である</td><td>施工体制が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体制図で確認できる。
□　工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。
□　品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。
□　建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
□　請負代金内訳書が契約後１４日以内に提出されている。
□　施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。
□　工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。
□　緊急指示等に対する対応が速やかである。
□　「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□　その他（理由：　　）

該当項目が８０％以上……b
該当項目が６０％以上８０％未満……c
該当項目が６０％未満……d
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。

該当事項があれば…ｅ</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅱ配置技術者
(現場代理人等)</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>技術者が適切に配置されている</td><td>技術者がほぼ適切に配置されている</td><td>他の事項に該当しない</td><td>技術者の配置がやや不備である</td><td>技術者の配置が不備である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">□　現場代理人として、工事全体の把握ができている。
□　現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。
□　書類整理、資料整理が適切に処理されている。
□　施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。
□　契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
□　設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
□　作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
□　下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。
□　主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
□　作業主任者を選任し配置している。
□　専門技術者を専任し、配置している。
□　「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□　その他（理由：　　）

該当項目が９０％以上……a
該当項目が８０％以上９０％未満……b
該当項目が６０％以上８０％未満……c
該当項目が６０％未満……d
①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　現場代理人等の技術者配置が不備で監督職員から文書による改善指示を行った。
□　専門技術者が配置されていない。

１項目でも該当あれば……ｄ
２項目該当……ｅ</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅰ施工管理</td><td></td><td>施工計画が適切である</td><td>他の事項に該当しない</td><td>施工計画がやや不備である</td><td>施工計画が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　契約書 18 条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
□　施工計画書と現場施工方法が一致している。
□　施工計画書と現場の施工体制等が一致している。
□　施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□　工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。
□　品質確保のための対策が見られる。
□　日常の出来形管理が適時、的確に行われている。
□　日常の品質管理が適時、的確に行われている。
□　現場内での整理整頓が日常的になされている。
□　使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
□　現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
□　立会確認の手続きが事前になされている。
□　工事記録の整備が適時、的確になされている。
□　建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。
□　工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
□　段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
□　「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□　その他（理由：　　）

該当項目が８０％以上……ｂ
該当項目が６０％以上８０％未満……ｃ
該当項目が６０％未満……ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。
□　施工計画書が工事着手前に提出されていない。
□　定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
□　契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。

１項目でも該当あれば…ｄ
２項目以上あれば……ｅ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>工程管理が適切である</td><td>工程管理がほぼ適切である</td><td>他の事項に該当しない</td><td>工程管理がやや不備である</td><td>工程管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。
□　時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。
□　現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。
□　休日の確保を行っている。
□　工程表の内容が検討され充実している。
□　夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。
□　現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。
□　「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□　その他（理由：　　）

該当項目が９０％以上……ａ
該当項目が８０％以上９０％未満……ｂ
該当項目が６０％以上８０％未満……ｃ
該当項目が６０％未満……ｄ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）

該当あれば……ｅ

□　自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。

該当あれば……ｄ</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅲ安全対策</td><td>安全対策を適切に行った</td><td>安全対策をほぼ適切に行った</td><td>他の事項に該当しない</td><td>安全対策がやや不備であった</td><td>安全対策が不備であった</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。
□　店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□　各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
□　安全教育・訓練等を４時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。
□　安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録を整備されている。
□　新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。
□　安全管理の臨機の措置を行った。
□　過積載防止に積極的に取り組んでいる。
□　使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□　重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□　足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□　工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
□　「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□　その他（理由：　　）

該当項目が９０％以上……… a
該当項目が８０％以上９０％未満…… b
該当項目が６０％以上８０％未満…… c
該当項目が６０％未満……… d

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　臨機の措置が不適切、又は監督職員の指示に従わなかったため、災害等の損害を受けた。

該当あれば……e

□　関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書による指示を行った。

該当あれば……d</td></tr>
<tr><td>Ⅳ対外関係</td><td>a
対外関係が適切であった</td><td>b
対外関係がほぼ適切であった</td><td>c
他の事項に該当しない</td><td>d
対外関係がやや不備であった</td><td>e
対外関係が不備であった</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。
□　工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。
□　苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。
□　積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情なかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
□　関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
□　「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□　その他（理由：　　）

該当項目が９０％以上……… a
該当項目が８０％以上９０％未満…… b
該当項目が６０％以上８０％未満…… c
該当項目が６０％未満……… d

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　関連工事の調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

該当あれば……e

□　関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書による指示を行った。</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

考　査　項　目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」すべてに該当する。	□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」のうち１項目のみ該当しない。	□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。	□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、監督職員による改善指示があった。 該当あれば……ｄ	□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、契約書第１７条第２項に基づき破壊検査に準ずるものがあった。 該当あれば……ｅ
	□　出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 □　自社の管理基準を設定し管理している。 □　出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 □　写真管理基準の管理項目を満足している。 ※　「評定対象項目」とは工事内容により評価の対象とならない項目を削除した後の項目をいう。 詳細は別紙－１０【記入方法及び留意事項】参照				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

		a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ　品　質	魚礁工事	設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値､試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ※ばらつきの判断は別紙－１０【記入方法及び留意事項】参照		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □　コンクリートの品質規定証明書が整備されている。 □　設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリート規格(強度、Ｗ ／Ｃ、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 □　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量が確認できる。 □　コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等が 適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □　型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。 □　鉄筋、鋼材等の規格がミルシートで確認できる。 □　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □　鉄筋、鋼材等の組立が共通仕様書等に定められたとおり施工されている。 □　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 □　溶接管理が設計図書に基づき実施され、内容が確認でき、欠陥が無く満足している。 □　コンクリートの現場養生が、標準仕様書の規定に従い実施されている。 □　クラックの発生がない。 □　沈設にあたり、施工管理方法が整備され、かつ記録確認できる。 □　投入位置の測量において、特記仕様書で指定される機器を使用していることが確認できる。 ※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。 ※　ばらつきが少なく、確認事項が８０％以上確認できる場合…… a ※　ばらつきが少なく、確認事項が６０％以上確認できる場合…… b ※　ばらつきが少なく、確認事項が６０％未満確認できる場合…… c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		（監督職員） □　監督職員による文書での改善指示を行った。 該当があれば…… d	（監督職員） □　契約書第１７条第２項に基づき破壊検査を行った。 該当があれば…… e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

考査項目	細別	技術力キーワード一覧表	具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．高度技術	キーワード評価	◆施工規模の大きさへの対応 □　対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 □　その他（理由：　　）	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術と評価できる場合(下記に無い内容については、請負者から提出される資料を基に内容を記載し、判定するものとする。) □　魚礁沈設工　200m以深
		◆構造物固有の難しさへの対応 □　対象構造物の形状の複雑さ □　既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □　その他(理由：　　)	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】（下記内容は事例であり、このほか当該工事の内容を適宜記載し判定する。） □　現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 □　供用中の施設の改修工事等。 □　施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 □　その他特殊な工法、材料等を用いた工事。 □　ＶＥ提案された工法等が高度技術で評価できる場合。
		◆技術固有の難しさへの対応 □　工種及び工法の特殊性 □　新工法新材料の適用 □　その他(理由：　　)	
		◆厳しい自然・地盤条件への対応 □　軟弱地盤、支持地盤の状況 □　急峻な地形条件下等での作業、工事用道路・作業スペース等を制約された作業 □　雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □　海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 □　その他(理由：　　)	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】（下記内容は事例であり、このほか当該工事の内容を適宜記載し判定する。） □　基礎地盤の形状が複雑なため、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □　施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率に制約を受ける工事。 □　設計書で計上する以上に波浪等の影響で、作業船や台船の使用工程を見直す必要があった工事。 □　国立公園内での工事。又はイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり施工方法等が制限された工事。 □　冬季施工のため、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □　その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、冬に評価すべき技術があると評価された工事。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

考査項目	細別	技術力キーワード一覧表	具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．高度技術	キーワード評価	◆厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □　地中埋設物等の地中内の障害物 □　工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □　周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □　周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □　生活道路を使用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □　現道上で特に交通規制及びその処理が伴う作業 □　騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □　その他(理由：　　) ◆施工現場での対応 □　災害等での臨機の措置 □　施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □　その他(理由：　　)	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 （下記内容は事例であり、このほか当該工事の内容を適宜記載し判定する。） □　横断工等の現道等開削工事でガス管、水道管、電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 □　地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 □　工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事。 □　工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 □　環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 □　施工ヤードの制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □　酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事。 □　工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 □　その他、周辺環境または社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		◆その他 □　その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項	【その他】 □　その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として評価する技術。
	記述評価(✔ マークを付けたキーワード項目について評価内容を詳細記述)	評点：　　点 ※　高度な技術力は加点評価とする。 ※　加点は＋１３点～０点の範囲とする。 ※　該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ※　１項目２点を目安とするが内容によってはそれ以上又は以下の点数を与えてもよい。	【高度技術のキーワードの詳細】

※　高度な技術力とは、工事全体を通して他の模範となるものを評定するものである。
※　詳細評価の記述にあたっては、担当課長との合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し評定する詳細な高度な技術力を記述する。
※　高度技術では、指定仮設も含む。
※　高度技術は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが本項目では「５．創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用）

【記入方法】　該当する項目の□を ✔ マークする

考　査　項　目	細　　別	創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	そ　の　他　（項目記載）
５．創意工夫 (軽微なもの)	キーワード評価	◆準備・後片づけ関係					
		□　測量位置出しにおける工夫	□	□	－	－	□（　　）
		□　その他(理由：　　)	□	□	□	□	□（　　）
		◆施工関係					
		□　施工に伴う器具・工具・装置類の工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　コンクリート打設等の施工関係の工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　照明・視界確保等の工夫	□	－	□	□	□（　　）
		□　仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫	□	－	□	□	□（　　）
		□　運搬車両・施工機械等の工夫	□	－	□	□	□（　　）
		□　型枠工、足場工等の仮設工関係の工夫	□	－	□	□	□（　　）
		□　施工管理及び品質向上等の工夫	－	□	－	－	□（　　）
		□　その他(理由：　　)	□	□	□	□	□（　　）
		◆品質関係					
		□　集計ソフト等の活用と工夫	－	□	－	－	－
		□　コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来高・品質等）	－	□	－	－	－
		□　鉄筋、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫	－	□	－	－	－
		□　配筋・溶接作業等に関係する工夫	－	□	－	－	－
		□　その他(理由：　　)	－	□	－	－	－
		◆安全衛生関係					
		□　安全仮設備等の工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	□	□	□	□	□（　　）
		□　安全教育、技術向上講習会等、教育、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　有毒ガス、可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　苦渋作業等の作業環境低減等の工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	□	□	□	□	□（　　）
		□　その他(理由：　　)	□	□	□	□	□（　　）
		◆施工管理関係					
		□　施工計画書及び写真管理等の工夫	－	□	－	－	－
		□　出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫	－	□	－	－	－
		□　ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用	－	□	－	－	－
		□　その他(理由：　　)	－	□	－	－	－
		◆その他					
		□　その他(理由：　　)	□	□	□	□	□（　　）
		□　その他(理由：　　)	□	□	□	□	□（　　）
		□　その他(理由：　　)	□	□	□	□	□（　　）
	記述評価(✔ マークを付けたキーワード項目について評価内容を詳細記述)	評点：　　点 ※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※加点は＋７点～０点の範囲とする。 ※該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する ※１項目２点を目安とするが内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】				

※　創意工夫においては「５．高度な技術」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特質すべき便益があれば加点・抽出記録する。
※　「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本項目でも再評価する。
※　創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※　キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、所管課長との合議をもって記述する。
※　設計変更の対象としない工法や施工段取り等で軽微な行為を評価する。

別紙４（検査職員用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（検査職員用）

目次

ページ	考　査　項　目	細　別
１	２．施工状況	１．施工管理
２～４	３．出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形 Ⅱ　品　質 Ⅲ　出来ばえ	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（検査職員用）

【記入方法】該当する項目の□に ✔ マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	１．施工管理	施工計画が優れている。	施工計画がやや優れている。	他の事項に該当しない場合	施工計画がやや不備である	施工計画が不備である。

□　契約書第１８条第１項第１号から５号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。
□　施工計画書と現場施工方法が一致している。
□　工事材料の資料の整理及び、確認がなされ管理されている。
□　品質確保のための対策など、施工に関する独自の工夫がみられる。
□　見本又は工事記録写真等の整理に工夫がみられる。
□　立会確認の手続きが事前になされている。
□　工事記録の整備が適時、的確になされている。
□　リサイクルへの取り組みが適切になされている。
□　建退共の証紙が適切に配布され管理されている。
□　作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。
□　計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。
□　施工体制台帳、施工体系図が整備されている。
□　施工計画書と現場の施工体制が一致している。
□　品質証明体制が確立され、有効に機能している。
□　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□　工事の関係書類及び資料整理がよい。
□　社内の管理基準等が作成され管理している。
□　その他（理由：　　）

該当項目が９０％以上……… a
該当項目が８０％以上９０％未満…… b
該当項目が６０％以上８０％未満…… c
該当項目が６０％未満……… d

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□　設計図書と適合しない箇所があり、文書により補修指示を行った。
□　契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。

１項目該当事項があれば…… d
２項目に該当すれば…… e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（検査職員用）

【記入方法】該当する項目の□に ✔ マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅰ　出来形</td><td>□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０％以内で下記の「評定対象項目」全て該当する。</td><td>□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０％以内で下記の「評定対象項目」のうち１項目のみ該当しない。</td><td>□　出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　監督職員が文書で改善指示を行なった。

該当あれば……ｄ</td><td rowspan="2">□　契約書第17条２項に基づき破壊検査を行なった。

該当あれば……ｅ</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。
□　自社の管理基準を設定し、管理している。
□　出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。
□　写真管理基準の管理項目を満足している。
□　その他（理由：　　）

※　「評定対象項目」とは、工事内容等により評価の対象とならない項目を削除した後の項目をいう。
詳細は別紙－１０【記入方法及び留意事項】参照</td></tr>
</table>

※　本様式には、監督職員と同じ確認事項があるが確認手法（現地立会確認、写真等による確認等）が異なるため、必ずしも同じ評定とならないことがある。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（検査職員用）

【記入方法】該当する項目の□に ✔ マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ
Ⅱ　品　質</td><td rowspan="3">魚礁工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="2">設計図書に定められた品質関係の試験結果が規格値､試験基準を満足し、ばらつきが少ない。

※ばらつきの判断は別紙－１０　【記入方法及び留意事項】参照</td><td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。</td><td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　コンクリートの品質規定証明書が整備されている。
□　設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリート規格(強度、Ｗ ／Ｃ、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。
□　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量が確認できる。
□　コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等が 適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□　型枠、支保工の取り外し時及び転置、仮置に際し、コンクリート強度を適正に管理している。
□　鉄筋、鋼材等の規格がミルシートで確認できる。
□　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
□　鉄筋、鋼材等の組立が共通仕様書等に定められたとおり施工されている。
□　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□　溶接管理が設計図書に基づき実施され、内容が確認でき、欠陥が無く満足している。
□　コンクリートの現場養生が、標準仕様書の規定に従い実施されている。
□　クラックの発生がない。
□　沈設にあたり、施工管理方法が整備され、かつ記録確認できる。
□　気象・海象条件に適した運搬、据付を行なっている。
□　礁体の仮置は、転倒、崩壊の恐れがない。
□　礁体据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□　投入位置の測量において、特記仕様書で指定される機器を使用していることが確認できる。

※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。
※　ばらつきが少なく、確認事項が８０％以上確認できる場合…… a
※　ばらつきが少なく、確認事項が６０％以上確認できる場合…… b
※　ばらつきが少なく、確認事項が６０％未満確認できる場合…… c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>（監督職員）
□　監督職員による文書での改善指示を行った。

該当があれば…… d</td><td>（監督職員）
□　契約書第１７条第２項に基づき破壊検査を行った。

該当があれば…… e</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（検査職員用）

【記入方法】該当する項目の□に ✔ マークを記入する。　（検査職員）

考　査　項　目	工　　種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ	魚礁工事	仕上げがきめ細かく全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
		□　製品の表面にヘアークラック、傷等がない。 □　きめ細かに配慮の上、施工がなされている。 □　構造物の肌がよい。 □　全体的な仕上がりが平均化されている。 □　出来形管理資料等から沈設状況の出来ばえの良さが確認うかがえる。 □　全体的な美観がよい。 ※評価項目６個の場合 該当５項目以上……ａ 該当４項目以上……ｂ 該当３項目以上……ｃ 該当２項目以上……ｄ 削除項目がある場合は、削除後の評価項目を母数として、上記の評価値を参考に評価する。			

別紙５（所管課長用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（所管課長用）

目次

ページ	考査項目	細　　別
1	２．施工状況	Ⅱ　工程管理 Ⅲ　安全対策
2	６．社会性等	
3	７．法令遵守等	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（所管課長用）

※下記の評価項目を参考に総合的にａ～ｄを評価する。

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ　工程管理</td><td>工程管理が非常に優れている</td><td>工程管理がやや優れている</td><td>他の事項に該当しない場合</td><td>工程管理がやや不備である</td><td>工程管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
□　隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□　地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
□　休日をきちんと確保するなど、適切な工程管理が地域住民に好印象を与えている。
□　配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
□　その他(理由：　　)

上記該当項目を総合的に判断してａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。</td><td>□　請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。

該当あれば……ｅ

□　自主的な工程管理がなされず監督職員から文書による改善指示を行った。

該当あれば……ｄ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ　安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>安全管理が非常に優れている</td><td>安全管理がやや優れている</td><td>他の事項に該当しない場合</td><td>安全管理がやや不備である</td><td>安全管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
□　安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
□　安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。
□　安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
□　安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
□　安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
□　その他(理由：　　)

上記該当項目を総合的に判断してａ、ｂ、ｃ、ｄ評価を行う。</td><td>□　臨機の処置が不適切又は監督職員の指示に従わなかったため災害等の損害を受けた。

該当あれば……ｅ

□　安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督職員から文書による指示を行った。

該当あれば……ｄ</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（所管課長用）

【記入方法】　該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

		a	b	c
６．社会性等	Ⅰ　地域への貢献度	地域への貢献が非常に優れている。	地域への貢献がやや優れている。	他の項目に該当しない場合。
		□　漁港、漁場、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 □　国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 □　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 □　定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □　地域生活に密着したゴミ拾い、漁村集落の清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 □　災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 □　その他(理由：　　) 上記該当項目を総合的に判断してａ、ｂ、ｃ評価を行う。	

※１　地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
※２　評価では、「４．高度技術」及び「５．創意工夫」との二重評価としない。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（所管課長用）

【記入方法】　該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

考　査　項　目	法令遵守等の該当項目一覧表

７．法令遵守等

措置内容	点　　数
□　指名停止３ヶ月以上	－２０点
□　指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□　指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□　指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□　文書注意	－　８点
□　口頭注意	－　５点
□　上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかった場合。	－　３点
□　工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－　３点

□　該当項目なし

①本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】
- 入札する前に提出した調査資料等が、虚偽であった事実が判明した。
- 現場代理人の職務の執行が著しく不適当であり、契約書第１２条に基づく措置請求を行った。
- 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件等に問題があり、送検等された。
- 契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。
- 監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- 契約の履行にあたり故意に施工を粗雑にし、出来高又は品質に関して不正な行為をした。
- 正当な理由がなく契約書第１７条に基づく改善請求又は、破壊検査に従わなかった。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。（ｅｘ：一括下請け（上請け）、技術者の専任違反等）
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ妨害した。
- 正当な理由がなく契約を履行しなかった。
- 施工上の理由により、契約書第４６条第１号から第４号までに基づく契約の解除を行った。
- 工期的理由により契約書第４７条第１項に基づく契約の解除を行った。
- 破壊検査の結果、不正が見つかった。
- 下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを、期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- その他　（理由：　　）

別紙６

施工プロセスのチェックリスト

１．工 事 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２．工　　期 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
３．施工業者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

監督職員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリストは、設計図書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容をＹＥＳ、ＮＯで記録するとともに必要な指示事項や是正状況等を記録する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）								備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中						完成時	
１ 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	契約工程表	・契約締結後14日以内に、工程表が提出された。（契約後、変更後）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成前）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。（品質証明実施時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。（施工時１回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時１回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿により適切に管理している。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		請負代金内訳書	・契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。（契約後、変更後）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳が現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工体制台帳の添付書類に下請負金額が記入している。（施工時の当初、変更時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）							備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中					完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	施工体制台帳、施工体系図（続き）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時 1回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者が正しく記載している。（施工時 1回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人	現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時 1回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		作業主任者の適任	・作業主任者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		監理技術者の（主任技術者）の専任	・資格者証の内容を確認した。（着手前）	(/) YES NO								
			・配置予定技術者、通知による監理技術者は、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前）	(/) YES NO								
			・現場に常駐していた。（施工時１回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		下請負者の把握	・下請負者が農水省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）							備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中					完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	設計図書の照査等	・契約書第18条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手時、施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手時、施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・記載内容と現場施工方法は一致している。（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて、確認できる。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督職員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・段階確認の確認時期が適切である。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。（着手時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）							備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中					完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（着手時、施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・請負者は建設リサイクル法第11条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出した。（工事着手前）	(/) YES NO								
		指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時１回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	Ⅱ 工程管理	工程管理	・履行状況を所定の様式で作成し、提出した。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・定められた施工時間帯の変更や休日又は夜間の作業について、あらかじめ承諾願いを提出した。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	Ⅲ 安全対策	安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）							備考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施工中					完成時	
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	安全活動（続き）	・安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・自然災害に対する防災体制が確立しており、記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	Ⅳ 対外関係	関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対策を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

別紙７

記 入 方 法 及 び 留 意 事 項

１．出来形のバラツキの考え方

［±の規格値の場合］

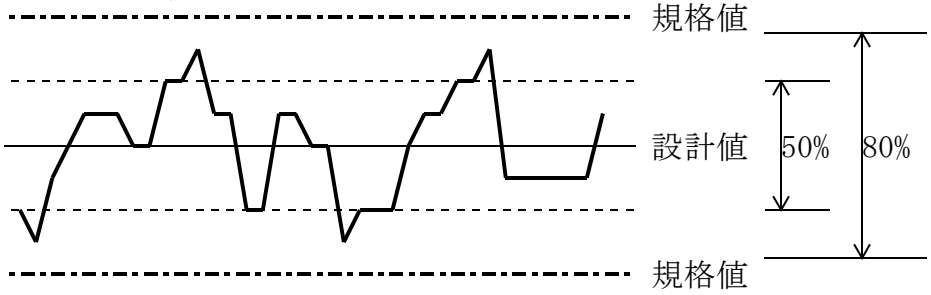

［下限値の規格値の場合］

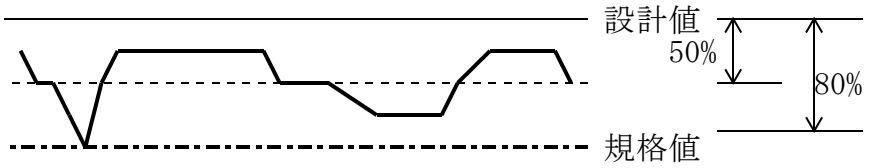

＊下限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものとと仮定し、ばらつきの％を考慮する。

２．品質のばらつきの考え方（度数表またはヒストグラムを見て判断する。）

［ばらつきが少ない］

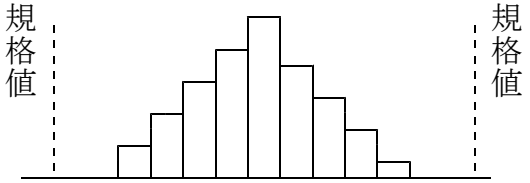

［ばらついている］

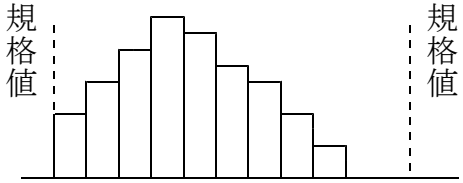

［ばらつきが大きい］

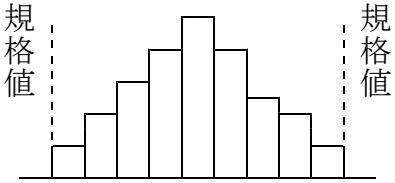

３．多工種複合工事の取り扱い

（１）主たる工種で考査することとし、金額ベース７０％以上を占める工種を適用する。
（２）１工種で７０％に満たない場合は、複数工種で考査することとするが、上位２工種にとどめる。
（３）複数工種で考査する場合でも、重要構造物がある場合はこれを優先し２工種に取り込む。
（４）２工種で評価が分かれたときは、評価の低い工種で代表とする。(バランスがとれていることが高い評価の条件)
（５）検査時点での対象工種で判断するものとし、これ以前に検査対象とした完成工種はのぞく。
（６）品質、出来ばえともに考査項目の追加は認めないものとし、不用項目については削除して行なう。この場合、出来ばえについては残る該当項目に占める割合で適切に評価する。

別添１

工事技術的難易度評価実施要領

（対象工事）

第１条　技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、水産庁直轄漁港漁場整備事業工事成績等評定実施要領（以下「評定要領」という。）第２条に規定された評定の対象工事とする。

（評価の時期）

第２条　評価の時期は、工事の完成時とする。

（評価者）

第３条　技術的難易度評価の評価者は、評定要領第４条（２）に規定する所管課長とする。

（評価の方法）

第４条　評価は、工事毎に独立して、監督職員の意見を参考に行うものとする。

２　評価は、事実に基づき的確かつ公正に実施し、様式１「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。

３　前項の評価は、別紙１の方法により行うものとする。

（評価結果の報告）

第５条　所管課長は、工事技術的難易度評価の結果を水産庁長官（以下「長官」という。）に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第６条　長官は、評定要領第８条に規定する様式により、当該工事の請負者に通知するものとする。

別紙１

工事技術的難易度評価手順

１．工事技術的難易度評価表「様式１」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順１　工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。

なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙２「工事区分表」による。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別紙３「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、様式１に記入する。

手順３　大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目ごとの評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、様式１に記入する。

表－１　大項目判定基準

大項目評価	小　項　目　評　価
A	対象大項目に対する各小項目にＡ判定が１つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にＢ判定が１つ以上あり、かつ、Ａ判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にＡ、若しくはＢ判定がない。

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、様式１に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のＡ、Ｂの判定も数に含めるものとする。

表－２　「易、やや難、難」判定基準

易、やや難、難の判定	大項目評価
難	・大項目の評価にＡ判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が３個以上ある。
やや難	・大項目の評価にＢ判定が２つ以上あり、かつＡ判定がない。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が２個以下である。
易	・大項目の評価にＡ若しくは、Ｂ判定がない。 ・大項目の評価にＢ判定が１つあり、かつＡ判定がない。

「易、やや難、難」と大項目評価の関係

		大項目　Ａの数					
		0	1	2	3	4	5
大項目Ｂの数	0	易				難	
	1		やや難		難		
	2			難			
	3	やや難					
	4		難				
	5						

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙４「工事区分別技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、様式１に記録する。

別紙２

工　事　区　分　表

事業分類	構造物分類	構造物形式・工法分類	工事区分
漁　　場	魚礁	魚礁製作工事	1000
		魚礁設置・投入工事（マウンド礁含む）	1010
		浮魚礁設置工事	1020
	増殖場	着定基質製作工事	1030
		着定基質設置工事	1040
	その他	ブロック類製作工事	1050
		ケーソン製作工事	1060
		浚渫揚土工事	1070
		藻場・干潟造成工事	1080
		湧昇流発生構造物造成工事（マウンド礁以外）	1090
		その他	1100
漁　　港		ブロック類製作工事	2000
		浚渫揚土工事	2010
		岸壁工事（杭式桟橋を除く）	2020
		地盤改良工事	2030
		基礎工事	2040
		ケーソン製作工事	2050
		衛生管理工事	2060
		防波堤工事（ケーソン式）	2070
		岸壁工事（杭式桟橋）	2080
		新形式防波堤等工事＊	2090
		その他	2100
道路	舗装	路盤工事	3000
		アスファルト舗装工事	3010
海　　岸		堤防工事	4000
		突堤・離岸堤工事	4010
		護岸工事	4020
		養浜工事	4030
		樋門・水（閘）門工事	4040
		ブロック類製作工事	4050
		その他	4060

＊大水深・高波浪・軟弱地盤等の従来にも増して過酷な施工条件に対応するために開発された、すぐれた特性を有する防波堤。

別紙３

工事技術的難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
１．構造物条件	①規模	対象構造物の水深・高さ、延長、施工（断）面積、全断面・部分断面の施工、施工深度、陸上等からの離岸距離等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（特殊ケーソン）、法線の曲線等
	③配置	設置・投入精度、設置・投入時の形状等
	④その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事
２．技術特性	①工法等	工法、使用船舶・機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
３．自然条件	①地質	土質条件、支持地盤等の状況
	②地形・ヤード	海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	③気象・海象	波浪、うねり、視界、透明度、雨、雪、風、気温等の影響、潮待ちの有無等
	④水生生物	水生生物等の生息環境への配慮
	⑤その他	海域における潮流、地滑り等の地質条件、急流河川における水流等の影響等
４．社会条件	①地中障害物	埋設物等の障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき養殖漁業、鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物、空港の制限区域等
	③騒音・振動	周辺住民や漁業に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤工事区域	航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制
	⑥作業用道路・ヤード	漁港施設の供用による制約、生活道路を利用しての資機材搬入等、工事用道路の制約、路面覆工下、高架下等の作業スペースの制約等
	⑦供用規制	供用中の漁港施設等の利用の規制を伴う作業、現道や航路上での交通規制を伴う作業
	⑧その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理、粉塵対策等
５．マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整、作業等調整
	②住民対応	漁業者・海事関係者・近隣住民・プレジャーボート所有者等との対応
	③関係機関対応	関係行政機関、公益事業者、関係民間団体・企業との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質・出来形管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	作業船の回航、作業船避難場所の確保、潜水作業の鮫対策等の危険作業、高所作業、夜間作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

［評価方法］
以下の３ランクの評価を行う。
Ａ：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・特性」
Ｂ：困難な、または、高度な技術を要する「条件・特性」
Ｃ：一般的に生じる、または、通常の技術で対応可能な「条件・特性」

別紙４

工事区分別技術的難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定を踏まえ、工事区分に応じ、以下のⅠ～Ⅵとして判定する。

事業分類	工事区分（構造形式・工法分類）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
漁場	魚礁製作工事、着定基質製作工事、ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	着定基質設置工事 ケーソン製作工事、浚渫揚土工事 魚礁設置・投入工事（マウンド礁含む）		易	やや難	難		
	藻場・干潟造成工事 浮魚礁設置工事			易	やや難	難	
	湧昇流発生構造物造成工事（マウンド礁以外）				易	やや難	難
漁港	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事（ブロック式）、岸壁工事（杭式桟橋を除く）、地盤改良工事、基礎工事、ケーソン製作工事、衛生管理工事		易	やや難	難		
	防波堤工事（ケーソン式）、岸壁工事（杭式桟橋）			易	やや難	難	
	新形式防波堤等工事				易	やや難	難
道路	路盤工事	易	やや難	難			
	アスファルト舗装工事		易	やや難	難		
海岸	養浜工事、樋門・水（閘）門工事、ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	堤防工事、護岸工事、突堤・離岸堤工事		易	やや難	難		

様式 1

工事技術的難易度評価表

年　月　日作成

入札契約方式		所管課		課長	
工事名		契約金額（最終）			
工事番号		工期（最終）	～		
請負業者名		CORINS登録番号			

評価項目				評 価 内 容
大項目	評価	小項目	評価	
1. 構造物条件		①規模		
		②形状		
		③配置		
		④その他		
2. 技術特性		①工法等		
		②その他		
3. 自然条件		①地質		
		②地形・ヤード		
		③気象・海象		
		④水生生物		
		⑤その他		
4. 社会条件		①地中障害物		
		②近接施工		
		③騒音・振動		
		④水質汚濁		
		⑤工事区域		
		⑥作業用道路・ヤード		
		⑦供用規制		
		⑧その他		
5. マネジメント特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
6. 特別考慮要因		―		

工事区分 （構造物分類等）			技術的難易度評価 「易,やや難,難」評価	

注）
1）評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
2）小項目の評価で該当がないものには、欄に ― を記入する。
3）入札契約形式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

別添２

ＶＥ評定実施要領

（対象工事）

第１条　ＶＥ評定の対象工事は、水産庁直轄漁港漁場整備事業工事成績等評定実施要領（以下「評定要領」という。）第２条に規定された評定の対象工事のうち、入札時又は入札契約前及び契約締結後にＶＥ提案を受け付けた工事とする。

（ＶＥ評定の時期）

第２条　ＶＥ評定の時期は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一　当該提案を受け付けたとき（以下「基本評定」という。）

二　当該提案に基づき工事を行ったものについては、工事が完成したとき（以下「完成時評定」という。）

三　供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあっては、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき（以下「事後評定」という。）

（評定者）

第３条　ＶＥ評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

一　基本評定及び事後評定の評定者は、ＶＥ提案審査会とし、その構成は、「公募型指名競争入札方式の実施について」（平成６年５月31日付け６経第927号）に規定された技術審査会とする。

二　完成時評定は、検査職員及び監督職員の考査を参考の上、前号に示すＶＥ提案審査会が行うものとする。

（ＶＥ評定の方法）

第４条　ＶＥ評定は、提案ごとに独立して行うものとする。

２　ＶＥ評定の考査は、基本評定については、様式１「ＶＥ評定考査表（基本評定）」により、完成時評定については様式２「ＶＥ評定考査表（完成時評定）」、事後評定については、様式３「ＶＥ評定考査表（事後評定）」により行うものとする。

３　ＶＥ提案審査会は、基本評定ならびに完成時評定及び事後評定の結果を踏まえ、当該提案のＶＥ評定を決定するものとする。

４　ＶＥ評定にあたっては、別紙１の留意事項を考慮するものとする。

５　ＶＥ評定を確定した場合は、評定結果等を様式４「ＶＥ評定表」に記録するものとする。

（ＶＥ評定結果の報告）

第５条　ＶＥ提案審査会は、ＶＥ評定を決定した場合、水産庁長官（以下「長官」という。）に遅滞なく、報告するものとする。

（ＶＥ評定結果の修正）

第６条　ＶＥ提案に基づく施工に関し、契約不適合等が発生した場合、ＶＥ提案審査会は、ＶＥ評定結果を修正するものとする。

２　契約不適合等が極めて重大である場合は、ＶＥ評定結果を抹消するものとする。

（ＶＥ評定結果の通知）

第７条　長官は、評定者からＶＥ評定（基本評定）の報告を受けたときは、当該提案を行った者に対してＶＥ評定（基本評定）結果を様式５「ＶＥ評定通知書」により通知するものとする。

２　長官は、評定者からＶＥ評定（完成時評定）の報告を受けたときは、当該提案を行った者に対してＶＥ評定（完成時評定）結果を評定要領第８条に規定する様式により通知するものとする。

３　長官は、評定者からＶＥ評定（事後評定）の報告を受けたときは、当該提案を行った者に対してＶＥ評定（事後評価）結果を様式５により通知するものとする。

４　第６条第１項によりＶＥ評定結果修正を行った場合、又は第６条第２項により、ＶＥ評定結果の抹消を行った場合も同様とする。

５　長官は、受理したＶＥ提案がＶＥ評定の対象として認められないＶＥ提案とされたときは、当該提案を行なった者に対してその旨を様式５により通知するものとする。

様式１

Ｖ　Ｅ　評　定　考　査　表（基本評定）

年　　月　　日

工　　事　　名	○○○○○○○工事
提　案　件　名	○○○○○施設構造の改造
技術提案業者名	○○○○○㈱
Ｖ　Ｅ　提　案　の　時　期	□入札時　　□入札後契約前　　□契約後
Ｖ　Ｅ　提　案　の　採　否	□採用　　□不採用
提案に基づく施工の有無	□施工あり　□施工なし
提案者の契約の有無	□契約あり　□契約なし
ＶＥ提案審査会　開催年月日	平成　　年　　月　　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部　○○　○○

考査項目		着目点	評価		
共通査項目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である　等	a	b	c
	提案の独創性	新技術、新工法の採用、提案内容の創意工夫　等	a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性 施工期間の短縮 提案の根拠となる資料等の充実　等	a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果　等	a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策 リサイクルへの取り組み　等	a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用 大きな技術的波及効果　等	a	b	c
注2)個別考査項目	（具体的に記入）	（具体的に記入）	a	b	c

注1)評定結果			
		優	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。
		良	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。
		可	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。
	（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		

注１）各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。
　２）個別考査項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

様式２

Ｖ　Ｅ　評　定　考　査　表（完成時評定）

年　　月　　日

工　　事　　名	○○○○○○○工事
提　　案　　件　　名	○○○○○施設構造の改造
技　術　提　案　業　者　名	○○○○○㈱
完　成　検　査　年　月　日	年　　月　　日
監　督　職　員　　所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部整備課　　○○　○○
検　査　職　員　　所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部整備課　　○○　○○
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部整備課　　○○　○○

	考　査　項　目 注1)	着　目　点	評　価		
監督職員	施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか　等	a	b	c
	施工プロセス	提案に関して監督職員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか　等	a	b	c
	（所見記入欄）				
検査職員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか	a	b	c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか　等	a	b	c
	性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は､性能の達成状況について具体的に記入	提案通りの性能が得られたか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。	a	b	c
	（所見記入欄）				

注2)注3) 評定結果			
		a	提案を上回る優れた成果が得られた。
		b	提案とおりの成果が得られた。
		c	提案を満たさなかった。あるいは提案に起因した問題等が発生.。
（ＶＥ提案審査会所見記入欄）			

注１）考査項目については、ＶＥ提案等に係る部分に着目し記入する。
　２）各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。
　３）評定は、検査職員及び監督職員の考査を参考の上、ＶＥ提案審査会が行う。

様式３

Ｖ　Ｅ　評　定　考　査　表（事後評定）

年　　月　　日

工　　事　　名	○○○○○○○工事
提　　案　　件　　名	○○○○○施設構造の改造
技　術　提　案　業　者　名	○○○○○㈱
事　後　評　定　年　月　日	年　月　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部整備課　　○○　○○

考　査　項　目	着　目　点
性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	規定されている性能を満たしているか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。

評定結果		a	規定された性能を満たしている。
		b	規定された性能を満たしていない。
	（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		

様式４

Ｖ　Ｅ　評　定　表

年　　月　　日

工　　事　　名	○○○○○○○工事
提　　案　　件　　名	○○○○○施設構造の改造
技 術 提 案 業 者 名	○○○○○㈱
Ｖ　Ｅ　提　案　の　時　期	□入札時　　□入札後契約前　　□契約後
Ｖ　Ｅ　提　案　の　採　否	□採用　　□不採用
提案に基づく施工の有無	□施工あり　　□施工なし
提 案 者 の 契 約 の 有 無	□契約あり　　□契約なし
契約内容（提案者が契約した場合に記入）	
契　　約　　金　　額	当初：　　最終：
工　　期	当初：　　年　　月　　日　　最終：　　年　　月　　日
完　成　年　月　日	年　　月　　日
基　本　評　定　年　月　日	年　　月　　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部　○○　○○
基　　本　　評　　定	優　　良　　可
完 成 時 評 定 年 月 日	年　　月　　日
監　督　職　員　所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部整備課　　○○　○○
検　査　職　員　所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部整備課　　○○　○○
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	水産庁漁港漁場整備部整備課　　○○　○○
完　　成　　時　　評　　定	a　　b　　c
事　後　評　定　年　月　日	年　　月　　日
事　　後　　評　　定	a　　b
Ｖ　Ｅ　評　定　年　月　日	年　　月　　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	
Ｖ　　Ｅ　　評　　定	

注１）本様式は、ＶＥ評定の確定時に作成する。
２）同一工事で入札時、契約後双方又は入札後契約前、契約後双方にＶＥ提案があった場合は、それぞれ別様に作成する。
３）完成時評定、事後評定は評定を行った場合のみ記入する。
４）ＶＥ提案審査会代表所属・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。
５）基本評定とＶＥ評定の関係は提案の採用、不採用により、以下のとおりとする。

ＶＥ評定		Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
基本評定	採　用			優	良	可	
	不採用				優	良	可

６）完成時評定を行った場合、は、基本評定によるＶＥ評定を次のとおり修正する。
評価ａ：基本評定によるＶＥ評定を２ランクアップ（例：Ⅳ→Ⅵ）
評価ｂ：基本評定によるＶＥ評定を１ランクアップ（例：Ⅲ→Ⅳ）
評価ｃ：基本評定によるＶＥ評定を１ランクダウン（例：Ⅲ→Ⅱ）
７）事後評定でｂの場合は、完成時評定後のＶＥ評定を１ランクダウンする。

様式５

番　　号
年　月　日

提案の相手方
　所在地
　商号又は名称
　代表者氏名　　殿

水産庁長官
○○○○

ＶＥ評定通知書

貴社が行ったＶＥ提案等について、水産庁漁港漁場整備事業等工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知します。

記

１　工　事　名　　○○工事

２　評定年月日　　○○年○月○日

【ＶＥ評定が修正された場合のみ】

３　ＶＥ評定　　○　　修正ＶＥ評定　　○

基本評定	○	修正基本評定	○
完成時評定	○	修正完成時評定	○
事後評定	○	修正事後評定	○

※1 評定の対象とならないものは、ＶＥ評定欄に「該当なし」と記載する
※2 ＶＥ評定はⅠ～Ⅵ、基本評定は優・良・可、完成時評定はａ・ｂ・ｃ、事後評定はａ・ｂで記載する。
※3 完成時評定及び事後評定は事後評定を行なった場合のみ記載する。（ＶＥ評定の修正時も同様）

４　書面の送付先　　〒100-8907
　住所　東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
　水産庁○○部○○課○○係

５　手続等の問い合わせ先　　〒100-8907
　住所　東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
　水産庁○○部○○課○○係
　℡　03-3502-8111（代）内線・・・・

別紙１

ＶＥ評定にあたっての留意事項

１．ＶＥ評定の対象となる工事

ＶＥ評定は、入札者若しくは契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とする。

２．ＶＥ評定の対象となるＶＥ提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たすＶＥ提案を対象とする。落札、不落札は問わない。また、審査の結果不採用としたＶＥ提案でも、要件を満たしているものであればＶＥ評定の対象とする。

〈ＶＥ評定の対象として認められないＶＥ提案の例〉
- 設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案
- 必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

３．評定の流れ

評定の流れの概要は以下の通りである。

・入札時に技術提案を受け付けるもの（入札時ＶＥ）

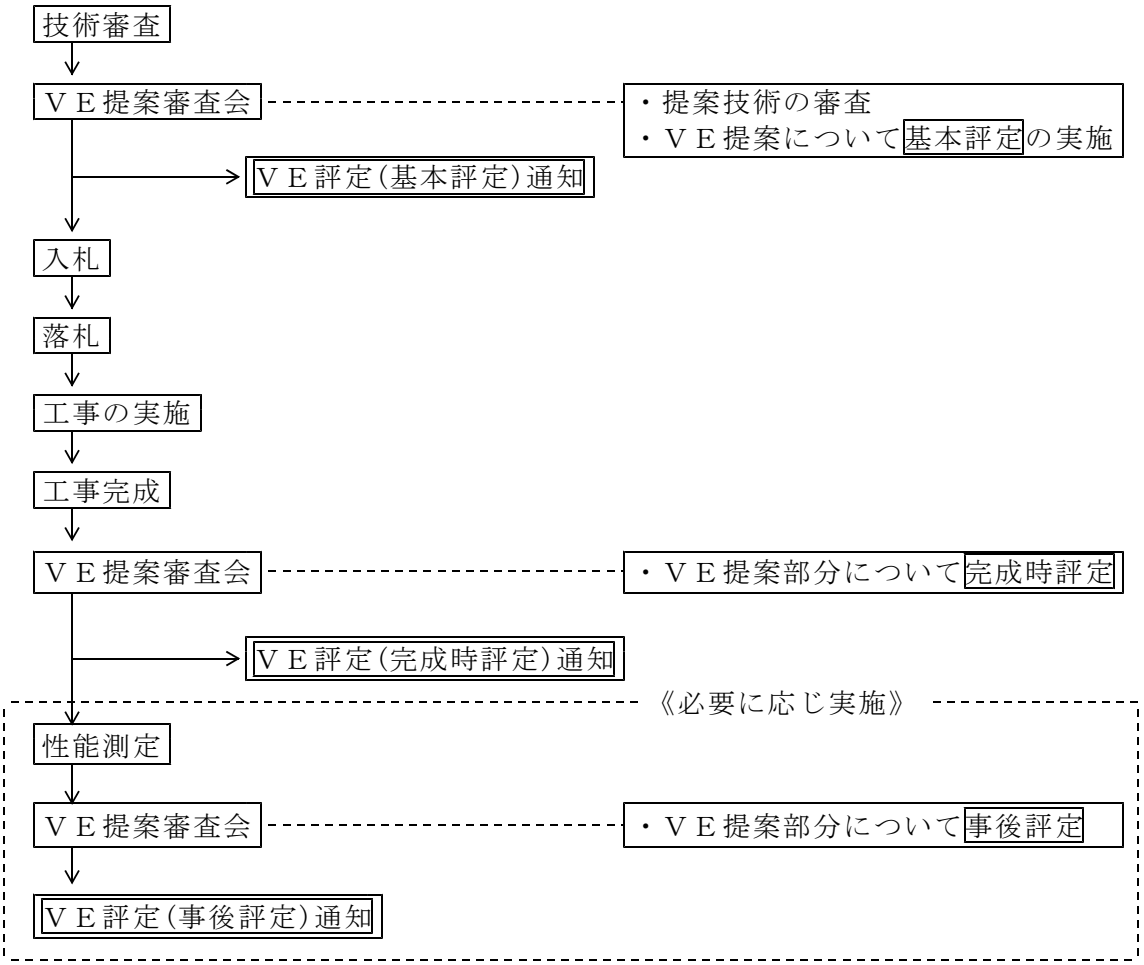

・入札後契約締結前に技術提案を受け付けるもの（入札後契約前ＶＥ）

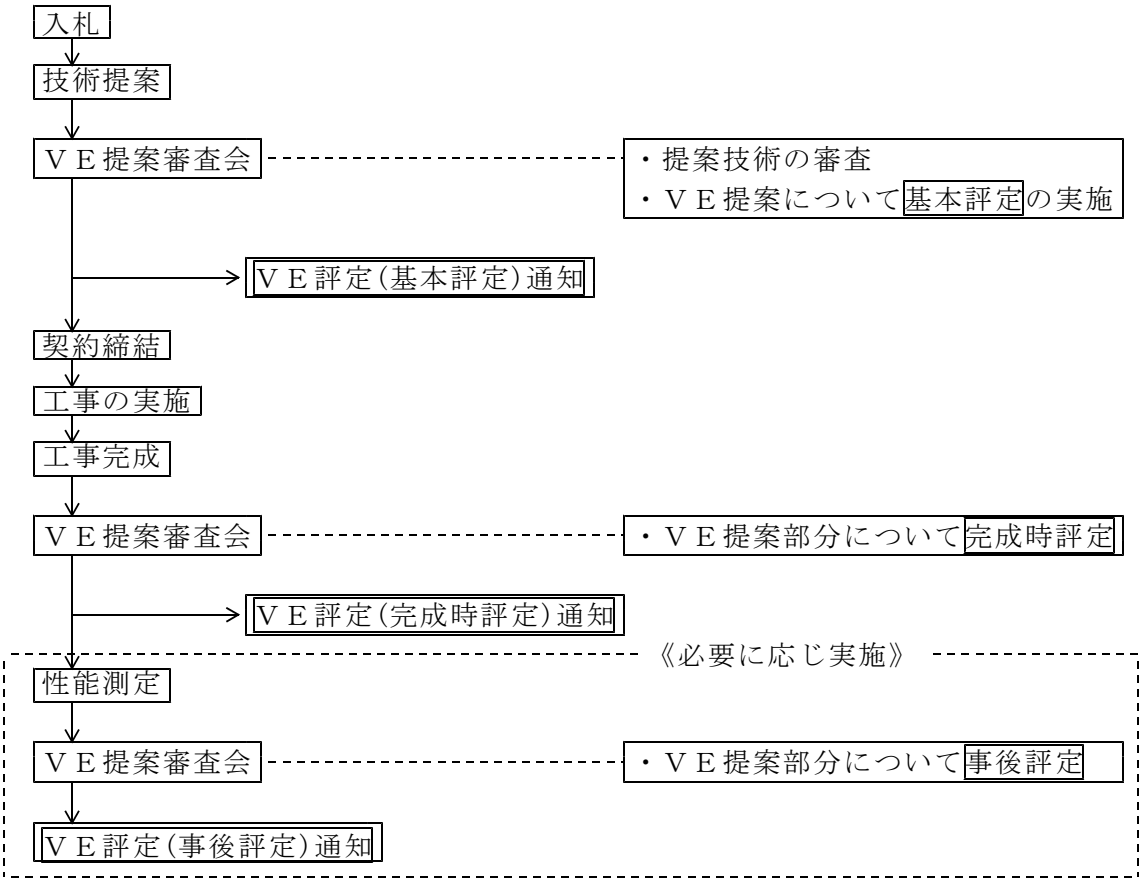

・契約後に技術提案を受け付けるもの（契約後ＶＥ）

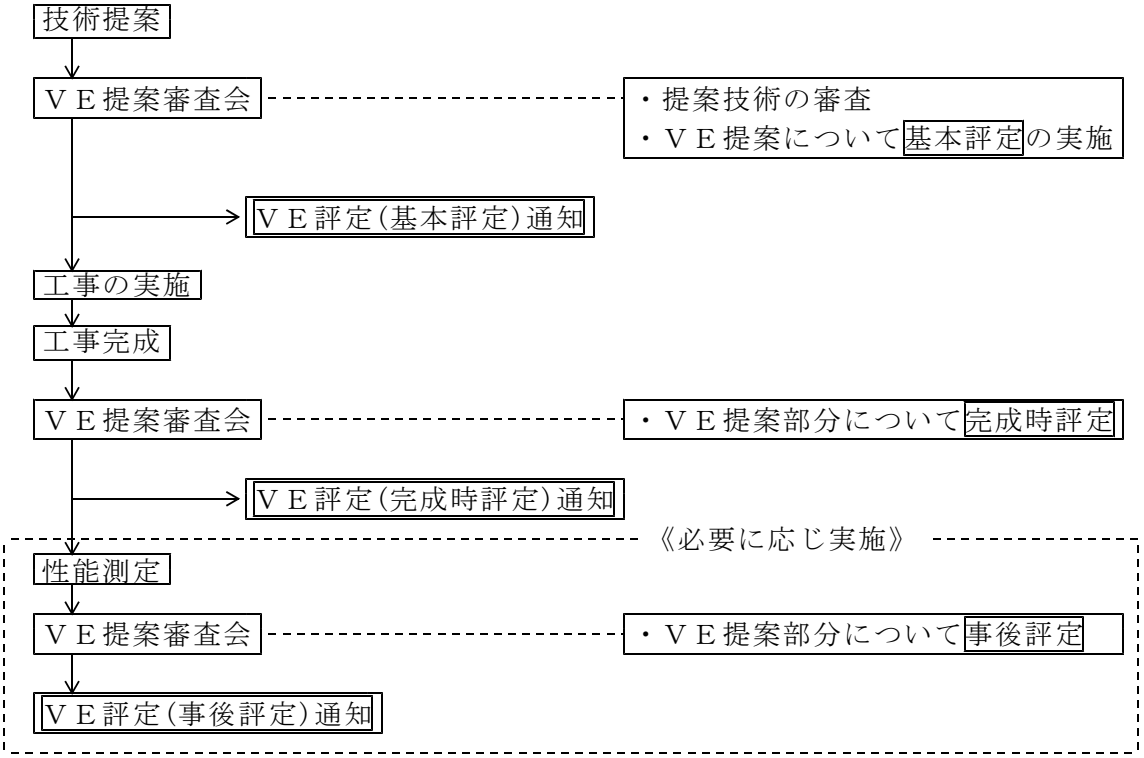

４．評定方法

基本評定及び完成時評定・事後評定を踏まえ、以下の通り６段階に評定を行う。

○基本評定

以下の通り、基本評定の３ランク評定を踏まえた評定を行う。ＶＥ提案は採択されたが落札しなかった場合及びＶＥ提案が不採択の場合（＝提案に基づく工事を行わなかった場合）は、基本評定がそのまま最終評定となる。

評　価	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
採　択			優	良	可	
不採択				優	良	可

○完成時評定

提案に基づく工事を行った場合は、完成時評定による補正を行う。

・評価ａ：基本評定を２ランクアップ
・評価ｂ：基本評定を１ランクアップ
・評価ｃ：基本評定を１ランクダウン

〈評定例〉

基本評定：優、完成時評定：ａの場合　Ⅵ
基本評定：良、完成時評定：ｂの場合　Ⅳ
基本評定：可、完成時評定：ｃの場合　Ⅰ

○事後評定

当該工事の引き渡し後において、供用後の性能等が規定された工事にあっては、当該性能の測定時に事後評定を行い補正を行う。

・評価ａ：基本評定を２ランクアップ
・評価ｂ：基本評定を１ランクダウン

５．ＶＥ評定の修正

一度決定した評定であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、ＶＥ提案審査会において評定を修正する。極めて大きな契約不適合等が発生した場合は、ＶＥ点の抹消も含め検討する。